

平成30年11月1日(木)～11月30日(金)

自転車マナーアップ

強化月間

&

駅前放置自転車

クリーンキャンペーン

「ヘルメット・反射材・
保険加入」で
ハットトリック



広報啓発モデル

元なでしこジャパン：丸山桂里奈さん

月間の
重点

- ◎自転車利用者の交通ルール遵守の徹底
- ◎放置自転車の追放



大阪府自転車条例により、自転車保険の加入が義務化されています。

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作りましょう

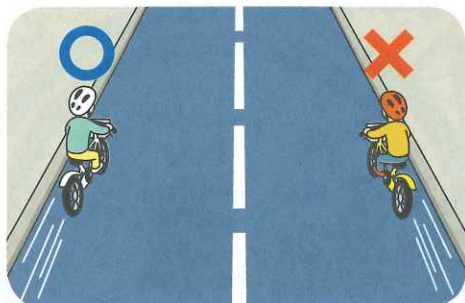


大阪府交通対策協議会

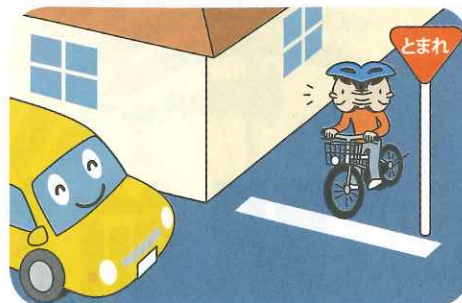
月間の重点

◎自転車利用者の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。
原則、車道を通行しましょう。
また、車道の左側を通行しましょう。



「一時停止」の標識がある交差点では、
一時停止して、周囲の安全を確認しましょう。



信号は必ず守りましょう。
青信号でも周囲の安全を確認しましょう。



月間の重点

◎放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車などの通行の妨げになります。自転車は、駐輪場など決められた場所にとめましょう。



皆さん!自転車保険に加入していますか?
大阪府内で自転車を利用する方は、
自転車保険の加入が義務化されています。

自転車保険の種類

- **個人賠償責任保険**
 - ・ 自転車向け保険
 - ・ 自動車保険の特約
 - ・ 火災保険の特約
 - ・ 傷害保険の特約
- **共済**
- **団体保険**
 - ・ 会社等の団体保険
 - ・ PTA の保険
- **TS マーク付帯保険**
- **クレジットカードの付帯保険**

※ TS マーク付帯保険は、自転車安全整備店で購入、点検、整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険です。

詳しくは、
こちらのホームページへ

